那覇農林水産センター	［略］
名護農林水産センター	［略］
宮古島農林水産センター	［略］
石垣農林水産センター	［略］
［略］	

地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。

［一～七　略］

八　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

九　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

那覇農林水産センター	［同上］
名護農林水産センター	［同上］
宮古島農林水産センター	［同上］
石垣農林水産センター	［同上］
［同上］	

地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

附　則

この府令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第四十条、第四十二条及び第九十二条の改正規定は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府農林水産省令第十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十一月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等）	（専門子会社の業務等）
第三十四条　（略）	**第三十四条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。	6　法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあっては、農業協同組合連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該農業協同組合連合会）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社	九　当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあっては、農業協同組合連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該農業協同組合連合会）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人	ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ～ト　（略）	ホ～ト　（略）
十　（略）	十　（略）
7～18　（略）	7～18　（略）